『左官職祖神縁起由来』について
―近代東京の左官組合における職祖の創出―

木　村　裕　樹

Ⅰ．はじめに

大工や左官などの職人が聖徳太子を守護神として太子講を組織し、信仰集団を形成していることはよく知られている[1)]。聖徳太子と職人との関わりは寛文6（1666）年に刊行された『聖徳太子伝』巻四や往来物などの江戸時代の版本にみることができる[2)]。しかし、そこで説かれる太子の事績と職業の由来は物語性に乏しく、両者の直接的な結びつきを認めるのは困難である。たとえば、文政10（1827）年刊行の合巻『宝船桂帆柱』には「聖徳太子を諸職の祖とすることいまだ詳らかならずといえどもまた拠あることあれば強ち難ずるにあらず」とあり、太子が「諸職の祖」というシンボル的存在とみなされていたにもかかわらず、職業の由来にかかわる成熟した説話をともなっていなかったことを示している[3)]。

左官には「右官許勢真壁連」と「左官許勢土部直」を祖神とする「伝説」があるという。これを紹介したのは左官研究の鈴木忠五郎である[4)]。鈴木によると、この「伝説」は「壁職業祖神縁起録」にもとづくものであり、縁起録には許勢小柄宿禰（こぜおがらのすくね）、許勢真壁連（こぜまかべむらじ）と許勢土部直（こぜとべあたえ）、波多袁（はたお）なるものの3つの功績が記されている[5)]。一つ目は、建波邇安王が謀反して軍を起こしたとき、崇神天皇は大和の国瑞籬の御所の要所として外まわりを堅固にするよう土師、許勢小柄宿禰に命じた。小柄宿禰は自ら天の曲玉をかたどり竹の篦をつくり、それをもって、赤土を押し塗りなで、初めて御所まわりの八方に土塀をつくって官軍の勝利を成したこと。二つ目は神功皇后が大和稚桜の御所の造営にあたり、土師許勢小柄の孫、土師許勢真壁連と土師許勢土部直の兄弟に外廊に土壁を造らせた。この時、真壁連と土部直の兄弟は相はかって筑紫の金工師伊斗村鍛冶に命じて、曲玉になぞらえ鉄をもって篦を打たせて職具とした。これが泥鏝の始まりであること。三つ目は孝徳天皇が大和岡本の都に初めて大内裏を造営する際、外廊に堅固なる土塀を造ることを諸神にはかり、土師許勢真壁連の孫、波多袁なるものに勅命した。波多袁は祖先の業をついで、衣冠を正し、土部をつくり、赤土、白土に石灰を練合して塗り、堅固で美しいものにしようと泥鏝をもって平にしたことである。これらの功績によって、祖先土師真壁連、土部直等に左官の号がおくられ、土部白壁職の祖先となったのである。また、縁起録には鏝板を捧持する右官許勢土部直神と最首の鏝を捧持する左官許勢真壁連神の尊像図も掲載されている。

この「壁職業祖神縁起録」の説話は今日、国立国会図書館のデジタルコレクションで公開されている小松雪山編『壁職業祖先記録』と同じものである。明治27（1894）年7月20日、東京の尚古堂から発行されたもので、定価は金5銭であった[6)]。鈴木のいう「壁職業祖神縁起録」には記載がないのかもしれないが、後述するように、『壁職業祖先記録』には東京市神田区紺屋町と東紺屋町の住人で壁職棟梁の小林新之助と野中吉五郎が発起人となり、同区塗物町の神道実行教易学附属易学教師で大教正の小松雪山に依頼し、祖神縁起が授与されたことが明記されている。さらに、これとほ

ぼ同様の内容を持つ『左官職祖神縁起由来』が国文学研究資料館の所蔵する日本実業史博物館コレクションから見つかった[7]。これは4丁25cmの印刷物で、「東京壁職組合壱之部扱所」の印がある組合関係文書である。また、年月が明治26年5月とあり、『壁職業祖先記録』の発行より1年早い。両者を比べると、『壁職業祖先記録』の方に若干、加筆修正の跡がみられる。

日本実業史博物館コレクションとは渋沢栄一の孫であり、日本銀行総裁や大蔵大臣を歴任した渋沢敬三が祖父栄一没後の記念事業として構想した日本実業史博物館設立のため、昭和12（1937）年から19年にかけて収集された資料である[8]。それらの多くは古書店や古物商などに依頼して購入したものであり、採集地や収集の経緯は判然としない。渋沢敬三はアチック・ミューゼアムを組織し、同人たちと民具を収集したことで知られるが、研究者が主体的に調査収集したアチックのそれとは収集方法が異なっている。同コレクションにはその他左官に関する資料として、『東京左官職組合規約』、『東京左官業組合記録』、鑑札、錦絵、墨壺、弁当行李、御膳桶など10数点みられるが、これらがどのような意図で収集されたのかは不明である。

また、流通経済大学図書館が所蔵する渋沢敬三旧蔵の図書、文献である祭魚洞文庫から嘉永7（1854）年の『左官之祖神』と題する写本の折本27cm × 18cmが見つかった[9]。祭魚洞文庫は今日、国文学研究資料館や中央水産研究所などに分置されているが、流通経済大学図書館のそれは日本通運株式会社が渋沢家から譲り受けたものであり、昭和47（1972）年に同社より寄付されたものである。ただし、『左官之祖神』の収集経緯や日本実業史博物館コレクションの『左官職祖神縁起由来』との関係は不明である。

本稿は『左官之祖神』と『左官職縁起由来』を資料として用い、左官の職祖ならびにその縁起由来が創出された背景を跡付けることを目的とする。そして、それがどのように受容されたのかについて、大正15（1926）年に東京左官工業組合より刊行された『東京左官工業組合記録』をもとに考察してみたい。

Ⅱ.「左官」呼称の出現と『左官之祖神』

建築学の山田幸一によると、壁塗り職を意味する「左官」という語の初出は慶長10（1605）年7月25日付『宇都宮大明神御建立御勘定目録』であり、それまでは「壁塗」や「壁工」が一般的であった。それが「左官」に転化するのは17世紀前半のことであるという[10]。その背景として、山田は塗籠式城郭建設の隆盛を通じて左官工事の生産力が高まったこと、また、糊料の改革や有色壁の普及など、技術的な進歩があったことを挙げている[11]。このことから「左官」という語は江戸時代の左官工事を特徴づける新語であるということができる。また、山田は谷川士清の『和訓栞』と喜多川守貞の『守貞漫稿』を引き合いに、江戸時代も幕末になると、「左官」の語源を律令制の「屬」（さかん）に求める解釈が生まれたこと、そしてその解釈を拡大し、今日、最も有力な論として決定づけたのが昭和初期の『大言海』であることを指摘している[12]。すなわち、「宮廷には無位無官の者を出入させることはできない。しかしそれでは建築関係職も出入できず、宮殿等の工事が不可能になる。それで工事期間に限って彼らに形式的にでも官位を与える必要がある。その場合、壁塗は番匠（大工棟梁）・桧皮工（屋根職）・鍛冶に次いで常に四番目の位を授けられた」というものである。この解釈にはいくつかの矛盾があるものの、「最も有力な論として、現在ではこれがほぼ定着している感がある」

としている[13]。これらを踏まえ、『左官之祖神』をみていくことにする。

天神六代目、面足惶根尊之二陽、土祖埴安姫尊ハ天照皇太神宮之伯父神也。天神七代目、伊弉諾伊弉冉尊、天マ下玉イテ天照太神御誕生アリ。地神第一代天照太神ト奉リ称シ、従大□□米之種取寄、紀伊國無音川之岸ニ住ム。田□□歩行之跡江、籾種蒔付、其籾ヲ取事三度褪取貯置有時、無音川邉ニ岩屋ニ住居有。神々ヲ呼招請吸、三十六神一同来ル。天照太神、耕作至シ貯置所之籾喰初至ス。評定ニ吸所

木祖句句廼馳尊　木出ス

火祖軻遇突智尊　火出ス

土祖埴安姫尊　土出土釜作

金神金山彦尊　金ヲ出鍋作ル

水祖罔象女尊　清水ヲ分ケ出

木火土金水、始五行之御神奉称。右之籾飯トナシテ天神七代之御神奉備、其外天照太神、始五行之御神並三十六神、供奉ノ御神、此飯力ニ口ノ味イ有。皆悦事不斜。是甲寅年寅正月、喰イ始ル日ヲ元日ト申ス。正月一ケ月三十日之祭禮ヲ始、正月六日迄、飯トナセトモ食トホシク成故、七神七品之草ヲ取来、是飯之糧ニ入、粥ニナス。是今ニ至ル七草粥也。然所、神之中ニモ弱神者、自分江配分之粥、外神ニ被取喰レル故、十五日ゟ筒粥トシテ竹伐、一筒一神之扶持方トナス。三十日祭禮スミ。

一　地神五代目鵜茅葺不合尊ノ御子、人王第一代神武天皇奉称、始テ大和國ニ内裏キヅク。京二間之トコマイヲ出来ニ付、神武天王之御上意ヲ以、土祖埴安姫尊之孫大臣ヲ被召、壁工夫被仰、依之法立建。間渡シ小舞出来、家臣之舎人土練ヲ申付。大臣冠江土ヲ取テ釈ヲ以テ壁ヲ塗始。神武天王ノ御喜悦不斜、依テ此時宦位始テ免許有。神武天王ノ左リ座ヲ免許有故、左官ノ二字ヲ被下、左宦大臣ト奉称。家来舎人ニ土字被下、故ニ土舎人申。土出カシコク出故、才取サシト文字被下、小手ハ釈ヲ表。同板ハ冠リヲ表ス。依テ是ヲ所持有時ハ高宦之前成トモ免許至ス事、末代迄免許職分ニ免置者也。

神武天王九年

三月日

今上皇帝勅定依有之

正政所　印

官役所　印

従五位左官大臣江

免許之事

一今般依願武蔵国豊嶋郡御符内糀町愛三郎

従五位左官大臣可為護守者也　印

正政所

官役所　印

嘉永七年

寅八月　日

江戸糀町
　左官愛三郎方へ

これは嘉永7（1854）年8月、「正政所　官役所」が江戸麹町の左官、愛三郎なるものに宛てた「従五位左官大臣」免許の写しである。これは楷書体で書かれた一巻の巻物を裁断し、折本に仕立てたもののようである。前半に土祖埴安姫尊の伯父にあたる天照太神の神話、後半に左官の説話が書かれている。大意は次のようになる。

地神五代目、鵜茅葺不合尊の御子は人王第一代、神武天皇であり、初めて大和の国に内裏を築いた。都に二間の「トコマイ」が出来たので、神武天皇の命で、土祖埴安姫尊之孫大臣が呼ばれ、壁の工夫を命じられたので、そのように建てた。間渡と小舞が出来たので、家臣の舎人に土練りを申し付けた。大臣は冠に土を取って、笏で壁を塗り始めた。神武天皇は喜び、この時官位を初めて免許した。神武天皇の左に座することを免許するので、左官の二字を下され、左官大臣と名付けられた。家来の舎人に土の字を下されたので、土舎人という。「土出カシコク出故、才取サシト」文字を下され、鏝は笏を表す。同様に板は冠を表す。よってこれを所持する時は高官の前であって免許することを、末代まで免許し、職分に許しおくものとする。

文意の判然としない箇所もあるが、神武天皇が左官大臣という官位を免許したことに因み、鏝と鏝板を持つものは高官の前であっても通行が可能であることを免許することが記されている。ただし、これを発給した「正政所　官役所」の存在も不明であるし、麹町に住む愛三郎なる人物がどのような左官であったのかも定かでない。そもそもこの免許が効力をもって通用していたのかどうかさえ判然としない。

これが書かれたのは幕末に近い嘉永年間である。先述の山田の説をもとにすると、江戸時代に登場した「左官」の語に、律令制の官職と結びつけた意味が付与されるようになったのはこの頃である。興味深いのは嘉永4（1851）年、天保12（1841）年に解散となった株仲間の再興令が幕府から出されていることである。歴史学の乾宏巳によると、これは自主的な仲間組織の再建を助長するものではなく、あくまで職人の取締りをねらいとしたものであった。左官職は安政2（1855）年、組合設立を幕府町方に願い出ているが却下されている[14)]。このことと『左官之祖神』が関係するのかどうかわからないが、当時、組合設立の機運があったことは確かである。それではもう一つの『左官職祖神縁起由来』についてみていくことにしよう。

Ⅲ.『左官職祖神縁起由来』の創出

冒頭で述べたとおり、これは東京市神田区紺屋町と東紺屋町に住む壁職棟梁小林新之助と野中吉五郎が同区塗師町の神道実行教大教正、小松雪山に依頼し、授与された左官の由来書である。以下にその全文を示す。なお、原文にはふりがなが付されているが、これを略した。

左官職祖神縁起由来

印［東京壁職組合壱ノ部扱所之印］

抑も左官の祖先を委細に撰擇するに我大日本帝國人皇八代、孝元天皇第一の皇子、大毘古の命の生ませる子、比古布、都押之信の命の生ませる子、建内宿祢の生ませる子、土師許勢小柄の宿祢、孝元廿八年甲寅にして四百七十八年になれり。

人皇十代、崇神天皇御宇、建波邇安王軍を起す時、天皇大和の國瑞籬の都の御所の要所として外郭廻り堅固ならしめんとして土師許勢小柄宿祢に仰せて議り給ふ。小柄の宿祢自ら天の曲玉を形とりて竹の箆を作り以て赤土を押し撫でて初めて御所外郭廻り八面に土塀を造り給ふ。

人皇十四代、仲哀天皇御宇、神功皇后二十年庚子に忍熊兄王軍を起し、是れ紀元九百七十年なり。皇后、土師許勢小柄の孫、土師許勢真壁連、土師許勢土部直と申す兄弟あり、此の兄弟に仰せて大和の稚櫻の都に御所を造営し給ふ時に外郭に土壁を造らしめこの時、真壁土部等議りて筑紫の金工師伊斗村鍛冶に仰せて曲玉に擬へて鉄を以て箆を打せて是を職具にせりと。これ泥鏝の初にして則ち日本紀元一千三百零五年なり。

人皇三十六代、孝徳天皇大化元乙巳、大和の國岡本の都に初て内裡を御造営し給ふ時、外廓の堅固なる事を諸神に議りて土師許勢真壁連の孫、波多袁なるものに勅あり。則ち波多袁、祖先の業を続て衣冠正しくして土壁を作り赤土白土に石灰を合煉して塗り堅固にして且美麗にせんと泥鏝を以て平馴しめん。是れ土壁職業に營挙を顕し此の大功に依りて祖先土師真壁土部等に右官左官を贈り号す。是れ土壁白壁職の祖先なり。土師左官許勢真壁連、土師右官許勢土部直と勅ありて大化五己酉年五月戊辰日、即五月十五日なり。

大和の国平河野に許勢神社と崇め奉りて式内の神なり。此神の利益は國家安穏貴賤壽福火難盗難消除守護の神と崇敬し奉るなり。其後右官土部家絶たり。左官真壁の家名今に至り一千二百有余年間連綿たり。是より後紀元二千零十七年に当て武家陣所に

長禄二戊寅年、太田道灌君江戸城を築く

永正十五戊寅年、細川高國卿尼ヶ崎城を築く

大永元辛巳年、足利義晴公白河城を築く

享禄八巳亥年、鉄砲初て日本に渡る

永禄元戊午年、京都二條の城を築く　是れ勅建なり

永禄五壬戌年、信長公岐阜城を築く

天正九年辛巳年、秀吉公姫路の城を築く

是より諸國に城郭を築く事大に流行し依りて天正の頃より彌々壁職業大に行はれて盛繁なり。

壁職業に棟梁の名称の初祖　京都二條城建築壁棟梁

〇土壁白壁業棟梁真壁左官左二位上　藤原重頴朝臣　花押

許勢神社鎮座之次第　土師の初神

〇左官許勢真壁連神

〇大物主大神　　大化五巳酉五月戊辰

〇右官許勢土部直神　　許勢波多袁　花押

右者東京市神田区紺屋町住人壁職棟梁左官小林新之助、野中吉五郎之両氏、積年懇望憑頼に依て謹で撰擇して之を授与するなり。

明治廿六癸巳年五月戊辰日　神道実行教易学士

大教正　小松雪山

左官許勢眞壁連神　［挿図］

大物主大神　波多袁神社
　右官許勢土部直神　［挿図］

　撰者　　東京市神田区塗師町七番地　　小松雪山子
　発起人　東京市神田区紺屋町八番地　　小林新之助　印
　発起人　東京市神田区東紺屋町五番地　　野中吉五郎　印

右者壁職業の祖神且左官の由来壁職業棟梁の原因調へ方に永年苦心すると雖ども労するの功なし。今や明治開明の盛時に臨て我職業祖神の何たる事を知らざるを弥々恥辱に思ひ増懇望止事なし。天を祈り神に誓ひ日夜苦心する事幾年か不図祖神の尊像を得たり。然れとも縁起由来等なく又苦心する事数年間博士に問ひ学士に迫り終に國学兼易学士小松大教正に憑頼して祖神縁起の由来を撰擇する事を得て初て数年の大望茲に満足せり。依て東京市内各区組々の大家諸君は申に及はす広く日本全國同業者諸君の御賛成あらん事を希望す　明治廿六年五月日

賛成者
榎本榮蔵　竹内金十郎　竹内平兵衛　石井仁兵衛　藤井鎌治郎　長谷川金八　乾忠七　髙澤吉五郎　櫻井善兵衛　小澤松五郎　松本久太郎　成瀬圓治郎　田川源治郎　淺井金太郎　内田金太郎　村松新六　発起者 野中吉五郎　小林新之助　惣代 佐原善太郎　惣締 荒井萬平　小林萬吉　年寄 山野豊吉　幹事 小林八五郎　副役 前田茂吉

印［東京壁職組合壱ノ部扱所之印］

小林と野中は明治開明の盛時に職業祖神の何たるかを知らないことを恥辱に思うほどに左官の祖神とその由来を求めていた。長年苦心して調べているうちに祖神の尊像は図らずも得ることができた（第1図）。しかし、縁起由来などはなく、さらに数年間、苦心して博士や学士に尋ねるうちに、最後に辿り着いたのが国学兼易学士の小松雪山であった。左官の職祖と縁起由来は小林、野中の懇願に応じて、小松が「選択」して創出されたのである。2人はこれについて東京市内は言うに及ばず、日本全国の左官業者の賛同を呼びかけている。

ところで小林と野中、そして小松は神田区の住人である。神道実行教は長谷川角行を開祖とする近世の富士信仰を母体とする教派神道の一つであるが、両人がその信者であったのかどうかは判然としない[15]。また、賛成者として榎本榮蔵ほか23人が名前を連ねているが、「東京壁職組合壱ノ部扱所之印」が押されていることから、ここに名前を連ねた人物はその成員であろう。『東京左官工業組合記録』によると、「東京壁職組合」は東京左官職組合を前身とする東京壁職業組合のことである[16]。同書をもとにその活動についてみていくことにしよう。

Ⅳ．東京左官職組合の設立とその活動

東京左官職組合は明治16（1883）年、左官頭領太田次郎ほか7名の呼び掛けに応じた、府下の左

官職1828人が同盟し、公共事業として出火時の土蔵目塗保護に従事するため、警視庁より警視総監樺山資紀の認可を得て結成された[17]。これは管見の限り、東京で設立された土木建築に関する最古の組合である[18]。組合は38条からなる申合規則を制定している[19]。まず、組合の組織についてみると、組合員は無限として、有志者であれば府の内外および本籍寄留の別なく加入することができた。その際、加入の経費は一切不要であった。組合は地域ごとに33の組に分かれて「旧左官職の仲間及び其旧称に基」いて組織された（第1表）。このことは組を単位とした地域的な職人集団の存在を示唆するものである。結成の期限は満10ヶ年の期限とし、満期の後は一同の協議をもって永遠に保続するものとした。つぎに、出火時の土蔵目塗保護についてみると、組合員は出火場に入る際、鑑札と目印付提灯の携帯が義務付けられた。その目塗の経費は土蔵の所有者に対して決して請求しないものとした。

東京左官職組合は明治19（1886）年、農商務省より出された同業組合準則にもとづき、申合規則を改正、成員の範囲を煉瓦石積職、木舞掻職にまで広げ、名称を東京壁職業組合と改めている[20]。規約によると、組が8部32組に再編され、総事務所とは別に各部ごとに事務所が置かれている[21]（第2表）。また、同年には「左官職工事業格等級」を制定し、左官工事を美術工事と普通工事に分け、その種類を前者は4等、後者は7等に区分し、工賃を定めた[22]。左官研究の鈴木光によると、これは左官業の近代化と工事の標準化への取り組みである[23]。さらに、この組合が東京左官工業組合と名称変更するのは大正9（1920）年であり、翌年、東京府知事の認可を得ている[24]。

左官と消防との関わりは江戸時代にまで遡る。江戸の町を「火災都市」と評した歴史

第1図　左官の祖神

出典：国文学研究資料館蔵日本実業史博物館コレクション『左官職祖神縁起由来』より

第1表　東京左官職組合における組の構成

麹町区	麹町組　飯田町組
神田区	白壁町組　外神田組
日本橋区	竈河岸組　薬研堀組　弁慶橋組　榑正町組
京橋区	鞘町組　桶町組　京橋組　山城河岸組　八丁堀組
芝区	芝組　金杉組　三田組　田町組
麻布区	麻布組
赤坂区	赤坂組　青山組
四ツ谷区	四ツ谷組
牛込区	赤城組　牛込組　市ヶ谷組
小石川区	小石川組
本郷区	本郷組
下谷区	下谷組
浅草区	浅草組
深川区	深川組
本所区	本所組
荏原区	品川組
南足立郡	千住組
南豊島郡	新宿組

出典：「東京左官職組合申合規則」（『東京左官工業組合記録』所収）

第２表　東京壁職業組合における組の構成

一ノ部	白壁町組　外神田組
二ノ部	竈河岸組　薬研堀組　弁慶橋組
三ノ部	榑正町組　鞘町組　桶町組　八丁堀霊岸島組
四ノ部	京橋組　山城河岸組
五ノ部	芝組　芝金杉組　芝三田組　芝田町組　麻布組　品川組　荏原郡一円
六ノ部	麹町組　飯田町組　赤坂組　赤城組　牛込市ヶ谷組　青山組　四谷組　新宿組　南豊島郡　多摩郡一円
七ノ部	小石川組　本郷組　北豊島郡一円　下谷組　浅草東組　浅草西組　千住組　南足立郡一円
八ノ部	本所深川組　南葛飾郡一円

出典：「東京壁職業組合規約」（『東京左官工業組合記録』所収）

学の西山松之助によると、「有力町人は土蔵を完備し、穴蔵という地下施設を設け、火災の時は商品を土蔵に収納して土戸を締め、そこを壁土で出入りの佐官が塗り込めにした」という[25]。また、建築学の藤森照信によると、防火対策は明治10年代、東京の都市計画においても喫緊の課題であった[26]。明治8（1875）年5月27日の官許読売新聞朝刊によると、「火事場で土蔵を守るのが左官の役目　放水の命令は容赦を」との見出しで、東神田在住の左官某からの「投書」が掲載されている[27]。また、左官が出火時に土蔵の目塗をしている様子は小林清親の版画、明治14（1881）年2月11日夜の「久松町ニテ見ル出火」にみることができる（第2図）。こうした出火時の土蔵目塗保護は大正11（1922）年頃まで行われたようである[28]。

それでは『左官職祖神縁起由来』に話を戻そう。これには「東京壁職組合壱ノ部取扱之印」があることから神田区の白壁町組と外神田組の左官職のものであることが明白である。また、これが作られた明治26年は最初の結成から10年が経過し、警視庁に認可の継続を出願している節目の年でもある。ところが、『東京左官業組合記録』には『左官職祖神縁起由来』に関する記述は一切見当たらない。祖神縁起の創出が「壱ノ部」のこととしてみなされたためか、あるいは祖神縁起それ自体が組合全体に広まらず賛同を得られなかったためか、理由は定かでない。ただし、信仰にかかわる

第２図　小林清親画「久松町ニテ見る出火」
出典：国立国会図書館蔵『清親畫帖』より

出来事として、「太子尊御影奉調」を見出すことができる[29]。それには「大正13年総事務所建設の議起ると同時に太子尊像新調に決し、大正14年3月作製を了り同12日移転と共に之を総事務所に奉安したり。経費は当時の役員有志の寄附に依る」とある。組合は「右官許勢真壁連」と「左官許勢土部直」ではなく、聖徳太子をその守護神として選んだのである。

建築学の初田亨によると、明治時代初期、太子講はかなり活発に行われていた。しかし、明治23（1890）年頃を境に、請負業の増加とともに職人たちの伝統的な繋がりが破綻し、太子講は衰退しはじめるという[30]。『左官職祖神縁起由来』が作られたのはこの頃である。そうすると、「右官許勢真壁連」と「左官許勢土部直」は従来の聖徳太子に代わる、新たな組合の統合のシンボルとして期待されたにちがいない。しかし、大正9年、東京壁職業組合から東京左官工業組合へと名称変更した組合が、大正12年の大震災を経て一つにまとまろうとした時、統合のシンボルとして採択されたのは聖徳太子であった。近代に創出された新たな職祖と由緒はその効力を発揮し得なかったようである。

V．おわりに

明治時代初期、左官という職業の歴史を求めていた東京壁職業組合一ノ部に所属する神田区の左官たちは同区の神道実行教大教正、小松雪山に依頼し、明治26（1893）年、「右官許勢真壁連」と「左官許勢土部直」を祖神とする『左官職祖神縁起由来』を得た。由来書の中で、彼らは東京のみならず全国の左官に賛同を呼びかけているが、この祖神縁起は広まらなかった可能性がある。『東京左官工業組合記録』にもそのことの記載はなく、大正13（1924）年、東京壁職業組合から東京左官工業組合へと名称変更した組合が総事務所を建設するにおよび、同組合が守護神として選択したのは聖徳太子であった。前年の大震災を経て組合が一つにまとまろうとした時、統合のシンボルとして採択されたのである。これには従前の太子講との関係が指摘されるだろう。

『東京左官工業組合記録』は大震災を契機として編纂された。その序文には「何とかして過去の歴史を永遠の記録として残さねばならぬ」という強い使命感がうかがえる。それは古老からの助言と震災を免れた記録をもとにしたものであった。それは創立以来の組合の事業の記録であり、先人たちの積み上げてきた社会貢献の歴史でもあった。

組合にとっての歴史の編纂はその後も継承されていく。昭和26（1951）年刊行の『左官業組合七十年史』の序文には「かゝる事績を遠く後世に伝えることは業界繁栄への必須の方途」であるとして、その意義を見出している[31]。自らの手で歴史を編纂し、振り返ることが業界の発展につながるのだという。その起点にあるのは祖神にもとづく縁起由来ではなく、明治16年、公共事業として出火時の土蔵目塗保護に従事することを目的に結成され、警視総監より認可を受けた東京左官職組合であった。

注

1）①桜井徳太郎（1962）『講集団成立過程の研究』、吉川弘文館、521-527頁。②吉原健一郎（1992）「聖徳太子と職人」、宮田登・坂本要編『俗信と仏教（仏教民俗学体系8）』、名著出版、363-374。

2）①杉本好伸編（2011）『聖徳太子伝』、国書刊行会、177-179頁。②石川松太郎監修・石川謙編（1993）『産業科往来（往来物大系66・67）』、大空社。

3）谷川健一編（1982）『諸職風俗図絵（日本庶民生活史料集成 30)』、三一書房、644-655 頁。
4）①鈴木忠五郎（1962）『左官入門』、彰国社、12-13。②鈴木忠五郎（1973）「左官鏝（こて）の起源とその変遷―木鏝からプラスターマシンまで―」、大阪建設業協会編『建築もののはじめ考』、新建築社、266-280。
5）前掲 4）②、272-273 頁。
6）小松雪山編（1894）『壁職業祖先記録』、尚古堂。
7）日本実業史博物館コレクションデータベース　http://base1.nijl.ac.jp/~jituhaku/
8）日本実業史博物館とは　http://base1.nijl.ac.jp/~jituhaku/about_jituhaku.html　2021 年 2 月 9 日閲覧
9）①流通経済大学図書館編（1973）『流通経済大学図書館所蔵祭魚洞文庫目録』、流通経済大学。②高木征三（1971）「祭魚洞文庫について」、流通經濟論集 6（2)、129-146。
10）山田幸一（1981）『壁（ものと人間の文化史 45)』、法政大学出版局、227-231 頁。
11）前掲 10)、236-237 頁。
12）前掲 10)、231-233 頁。
13）前掲 10)、234-235 頁。
14）乾宏巳（1974）「江戸の職人」、西山松之助編『江戸町人の研究　第三巻』、吉川弘文館、246-254。
15）國學院大學日本文化研究所編（1994）『神道事典』、弘文堂、463 頁。
16）東京左官工業組合編（1926）『東京左官工業組合記録』、東京左官工業組合、17 頁。
17）前掲 16)、1 頁。
18）東京都編（1975）『東京市史稿　市街編 67』、東京都。警視庁への出願書と「組合申合規則」は明治 16 年、東京府にも提出された。同書にはそれぞれ収録されている。
19）東京左官工業組合編（1926）『東京左官工業組合記録』、東京左官工業組合、7-17 頁。
20）前掲 16)、17 頁。
21）前掲 16)、19-21 頁。
22）前掲 16)、61-73 頁。
23）鈴木光・吉田倬郎・三原斉（2012）「明治期の左官業界が取り組んだ職能と仕様の研究」、日本建築学会計画系論文集 Vol.675（No.675)、1163-1168。
24）前掲 16)、33-35 頁。
25）西山松之助（1972）「江戸町人総論」、西山松之助編『江戸町人の研究　第 1 巻』、吉川弘文館、1-42 頁。
26）藤森照信（2004）『明治の東京計画』（岩波現代文庫)、岩波書店、57-95 頁。
27）ヨミダス歴史館　https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/
28）前掲 16)、188 頁。
29）前掲 16)、208 頁。
30）初田亨（2002）『職人たちの西洋建築』（ちくま学芸文庫)、筑摩書房、283-289 頁。
31）左官業組合七十年史編纂委員編（1951）『左官業組合七十年史』、東京都左官工業協同組合。その後、同組合は『八十五年史』（1967)、『100 年の歩み』（1983)、『125 年の歩み』（2008）を刊行している。

（本学食マネジメント学部准教授）

Creation of Origin and Compilation of Historical Records in Modern Tokyo Plasterer Association

by
Hiroki Kimura

In 1883, 1828 plasterers formed the Tokyo Plasterer Association, the oldest association in Tokyo, with the permission of the Metropolitan Police Department. It was established as a public enterprise to engage in the protection of traditional Japanese storehouses in the event of fire. Among the members, the plasterers of Kanda Ward wanted to have a unique ancestral deity for their profession along with a story of origin. Therefore, in 1893, they asked the Shinto Jikkokyo Daikyosei of the ward and obtained *Sakanshoku Soshin Engi Yurai*, in which Ukan Koze Makabemuraji and Sakan Koze Tobeatae were considered ancestral deities. In the document, the plasterers asked for the support of not only other plasterers in Tokyo but also across the whole country, but the *Soshin Engi Yurai* was apparently not accepted. The association changed its name to Tokyo-to Sakankogyo Common Facility Co-operatives in 1924. The organization commissioned a hanging scroll depicting Shotoku Taishi as a guardian spirit, not Ukan Koze Makabemuraji and Sakan Koze Tobeatae, for its new head office. The symbol of Shotoku Taishi was adopted as a way to unify the organization in the wake of the Great Kanto Earthquake of 1923. This was connected to the Taishiko events held in previous years.